

妊婦支援給付金と

伴走型相談支援

問い合わせ：

沼津市保健センター
(母子保健係)

☎055-951-3480

令和7年4月から「出産・子育て応援給付金」にかわり、「妊婦支援給付金」が始まりました。沼津市では全ての妊婦さんや子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期までの一貫した相談支援に併せて、経済的支援を実施する事業を行っております。

STEP 1



妊娠



※妊婦支援給付金（第1回目）
妊婦さんに5万円給付

妊娠届出時に母子健康手帳交付と併せて、妊婦の方が安心して出産できるように、保健師等が面談を行います。その時に、「妊婦支援給付金」の申請手続きをご案内します。

※母子健康手帳交付（妊婦支援給付金第1回目給付）後で流産等があった場合も、妊婦支援給付金（2回目）の対象となります。下記フォームからご連絡ください。確認が取れ次第、申請書の郵送に併せグリーフケアのご案内もさせていただきます。



▲流産・死産連絡フォーム



▲みんなに知ってもらいたい流産・死産について



- ・出産予定日で登録してください。STEP2のアンケート案内が届きます。
- ・出産後は、出産日と児氏名を修正していただくと、予防接種等の子育て情報が届きます。

※母子健康手帳交付前でも流産等があった場合も、妊婦支援給付金（第1・2回目）の対象となります。
医療機関からの証明等が必要となり、保健センター窓口での手続きが必要です。事前にお問い合わせください。

STEP 2

アンケート

妊婦健康診査第6回を受診する頃（妊娠7か月）に
右記専用フォームから、アンケートに回答。
必要に応じて、助産師等による面談をご案内します。



←専用フォーム
からの回答ができない場合は、ご連絡
ください。

STEP 3

赤ちゃんが生まれました

※妊婦支援給付金（第2回目）
お子様一人につき5万円給付

赤ちゃん訪問時に、安心して子育てができるように保健師等が面談を行います。
その時に、「妊婦支援給付金」の申請手続きをご案内します。

※沼津市では、母子の健康状態等を含め安心・安全な育児ができるよう説明・相談を行いながら、妊婦支援給付金（第2回目）の申請書を赤ちゃん訪問時に配布しています。予定日の8週間前の日以降から給付申請を受け付けることが可能です。基本的には赤ちゃん訪問時に申請案内をしています。赤ちゃん訪問前に申請をしたい場合は、事前にお問い合わせください。なお、申請から入金までは1～2か月程度かかりますので、ご了承ください。